

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第4部門第1区分

【発行日】令和2年9月3日(2020.9.3)

【公開番号】特開2019-19465(P2019-19465A)

【公開日】平成31年2月7日(2019.2.7)

【年通号数】公開・登録公報2019-005

【出願番号】特願2017-135968(P2017-135968)

【国際特許分類】

E 05 B 63/14 (2006.01)

E 05 B 9/08 (2006.01)

【F I】

E 05 B 63/14 C

E 05 B 9/08 E

【手続補正書】

【提出日】令和2年7月27日(2020.7.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項1】

ドアの内面側に取り付けられる本体部(1)と、ドアの外面側に取り付けられる外側ユニット(2)と、前記本体部(1)に付設される内側ユニット(3)とから成り、

前記本体部(1)は、ロッド(4)を上下に突出又は退入させる錠機構を有し、前記外側ユニット(2)及び内側ユニット(3)は、それぞれ回動に伴いロッド(4)を昇降させて施錠又は解錠動作を行う外ハンドル(21)及び内ハンドル(31)を備え、

前記外ハンドル(21)と内ハンドル(31)の回動軸部間にクラッチ機構(5)が設けられ、

前記外ハンドル(21)の回動軸部には、シリンドラ錠(23)が備えられ、前記シリンドラ錠(23)により、前記外ハンドル(21)が回動不能な本締状態又は回動可能な仮締状態とすることができる、

前記内ハンドル(31)の回動軸部には、前記クラッチ機構(5)の噛合状態を切替操作する解除ボタン(33)が設けられ、

前記解除ボタン(33)が押されていない状態では、前記クラッチ機構(5)が噛み合って、前記外ハンドル(21)と内ハンドル(31)とが連動し、

前記解除ボタン(33)が押されると、前記クラッチ機構(5)の噛合が外れ、前記外ハンドル(21)と内ハンドル(31)の連結が解除されて、外ハンドル(21)が回動不能な本締状態であっても、内ハンドル(31)が回動可能となる面付け型グレモン錠。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

上記課題を解決するため、この発明に係る面付け型グレモン錠は、ドアの内面側に取り付けられる本体部と、ドアの外面側に取り付けられる外側ユニットと、前記本体部に付設される内側ユニットとから成り、

前記本体部は、ロッドを上下に突出又は退入させる錠機構を有し、前記外側ユニット及び内側ユニットは、それぞれ回動に伴いロッドを昇降させて施錠又は解錠動作を行う外ハ

ンドル及び内ハンドルを備え、

前記外ハンドルと内ハンドルの回動軸部間にクラッチ機構が設けられ、

前記外ハンドルの回動軸部には、シリングダ錠が備えられ、前記シリングダ錠により、前記外ハンドルが回動不能な本締状態又は回動可能な仮締状態とすることができる、

前記内ハンドルの回動軸部には、前記クラッチ機構の噛合状態を切替操作する解除ボタンが設けられ、

前記解除ボタンが押されていない状態では、前記クラッチ機構が噛み合って、前記外ハンドルと内ハンドルとが連動し、

前記解除ボタンが押されると、前記クラッチ機構の噛合が外れ、前記外ハンドルと内ハンドルの連結が解除されて、外ハンドルが回動不能な本締状態であっても、内ハンドルが回動可能となるものとしたのである。